

《収入基準早見表の使えない方／所得による判定》

※ 以下の①～④の手順に従い、お申込世帯の所得月額を算出してください。

① 収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉 年間総収入金額から年間総所得金額を計算します⇒Ⓐ

総収入金額から総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）

給与の年間総収入金額	年間総所得金額	
751,000円未満	0円	
751,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額-750,000円	
1,900,000円以上～3,600,000円未満	端数処理をします (説明は下にあります)。	端数処理後の年間総収入金額×0.7-180,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.8-540,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円	
8,500,000円以上～	年間総収入金額-2,050,000円	

※ 所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

[端数処理の方法]

(例) 2,831,597円の場合

(i) 年間総収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。→ $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\dots$

(ii) (i)で算出した数字に4,000を掛ける。→ $707 \times 4,000 = 2,828,000$

●2,828,000円を端数処理後の年間総収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉 年間総所得金額を使用します⇒Ⓑ

〈公的年金等の場合〉 下記の表により年間総所得金額を算出してください⇒Ⓒ

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額(Ⓐ)	年間総所得金額		
65歳以上の方	330万円未満	年間総所得金額= (A)	-	1,200,000円
	330万円以上 410万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.75	-	375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.85	-	785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.95	-	1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額= (A)	-	2,055,000円
65歳未満の方	130万円未満	年間総所得金額= (A)	-	700,000円
	130万円以上 410万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.75	-	375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.85	-	785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額= (A) × 0.95	-	1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額= (A)	-	2,055,000円

※ 所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

(注) 65歳未満であるかどうかの判定は、申込みした年の1月1日時点での満年齢によります。

② 得られた所得を合算する Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ=Ⓓ

- ・給与所得(Ⓐ)、事業所得等(Ⓑ)、公的年金等(Ⓒ)のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額(Ⓓ)となります。
- ・Ⓐ～Ⓒのうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額(Ⓓ)となります。
(例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します。)

※ ここで計算された総所得金額(Ⓓ)は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。

↓ 次ページへ

③ 世帯全員の総所得金額を算出する ①(1人目) + ①(2人目) + ... = ①

- ・単身世帯又は所得のある方が1人の世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額(①)となります。
- ・所得のある方が2人以上いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額(①)を計算します。
所得のある方全員の①を合計した金額が、世帯全員の総所得金額(①)となります。
(例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合が該当します。)

④ 必要な控除をし、12で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※世帯全員の総所得金額

$$\text{①円} - (\text{38万円} \times \boxed{\text{人}} + \boxed{\text{円}}) \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

↑
一般控除
(下表1、2)
↓
特別控除
該当する方のみ (下表3~8)
同居・扶養親族数
(申込者は含まれません)

申込可能住宅	原則階層		裁量階層	
公営住宅	所得月額	158,000円以下	所得月額	214,000円以下
改良住宅		114,000円以下		139,000円以下

※3ページ参照

用語		範囲			控除額 (1人につき年額)	
一般控除	1. 同居親族	申込者本人以外の配偶者または親族で、いっしょに市営住宅に入居しようとする方 (例) 夫・妻・子供・父・母など			38万円	
	2. 同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方 (仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)			38万円	
特別控除	3. 老人扶養親族	扶養親族で70歳以上の方			10万円	
	4. 老人配偶者	同一生計配偶者で70歳以上の方			10万円	
	5. その他の扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の方 (同一生計配偶者は除く)			25万円	
	6. 障害者	の申込者次本人に該当する方2	特別障害者	身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、愛護手帳1・2度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者 他		40万円
			障害者	身体障害者手帳3～6級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者、愛護手帳3・4度所持者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症所持者 他		27万円
	7. 寡婦	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方		その方の総所得金額(①)が27万円以上の場合	27万円	
				その方の総所得金額(①)が27万円未満の場合	その所得額	
	8. ひとり親	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上のひとり親に該当する方		その方の総所得金額(①)が35万円以上の場合	35万円	
				その方の総所得金額(①)が35万円未満の場合	その所得額	

- (注1) 現在別居中で市営住宅に同時に入居しようとする親族の方や婚約者の方も、同居親族に含まれます。(申込者本人を除きます。)
- (注2) 扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。
- (注3) 年齢は申込日現在の満年齢で計算します。
- (注4) 出生前の胎児は、一般控除の同居・扶養親族数に含まれません。

裁量階層世帯とは、下記のいずれかの世帯をいい、下記以外の世帯を原則階層世帯といいます。

〈裁量階層世帯〉

- 高齢者 申込者本人が 60 歳以上で、同居親族がある場合は、いずれもが 60 歳以上または 18 歳未満の世帯
- 身体障害者（1～4 級）世帯
- 精神障害者（1・2 級）世帯
- 愛護手帳所持者（1～3 度）世帯
- 療育手帳所持者（愛護手帳（1～3 度）に相当する程度）世帯
- 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している世帯
- 戦傷病者（特別項症～第 6 項症・第 1 款症）世帯
- 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている）世帯
- 海外引揚者（本邦に引き揚げた日から 5 年未満）世帯
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条の規定によるハンセン病療養所入所者等の世帯
- 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯